

裾野市 こども計画

裾野市
令和8年3月

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 法的な位置づけ	1
3. 関連計画との位置づけ	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象	3
6. SDGs（持続可能な開発目標）の推進	3
第2章 計画の基本的な考え方とこども大綱との整合	4
1. 基本理念	4
2. こども大綱と本計画の整合	5
第3章 計画の推進に向けて	6
1. 計画の推進体制	6
2. 計画の進捗管理	6
3. 子ども・若者および子育て当事者の意見表明の機会の充実	7

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担うすべての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会の実現を目指しています。また、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、子どもの権利擁護を図り、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の構築を理念としています。

また、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども施策に関する基本的な方針と重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、子ども施策の総合的な推進に向けた指針が示されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。

裾野市（以下、本市と言う。）においては、令和6年度に「第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべてのこどもや若者を尊重し、みんなが共に育つまち すその」の実現を目指し、子育て支援に関する様々な施策を進めるとともに、令和7年度には、市における子ども・若者に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「裾野市子ども・若者計画」を策定しました。

この「裾野市こども計画」は、「裾野市子ども・子育て支援事業計画」と「裾野市子ども・若者計画」を合わせた計画とし、共通の基本理念のもと、子ども・若者が健やかで幸せに成長できる施策を展開していきます。

なお、各計画の詳細については、別冊で作成されている計画をご覧ください。

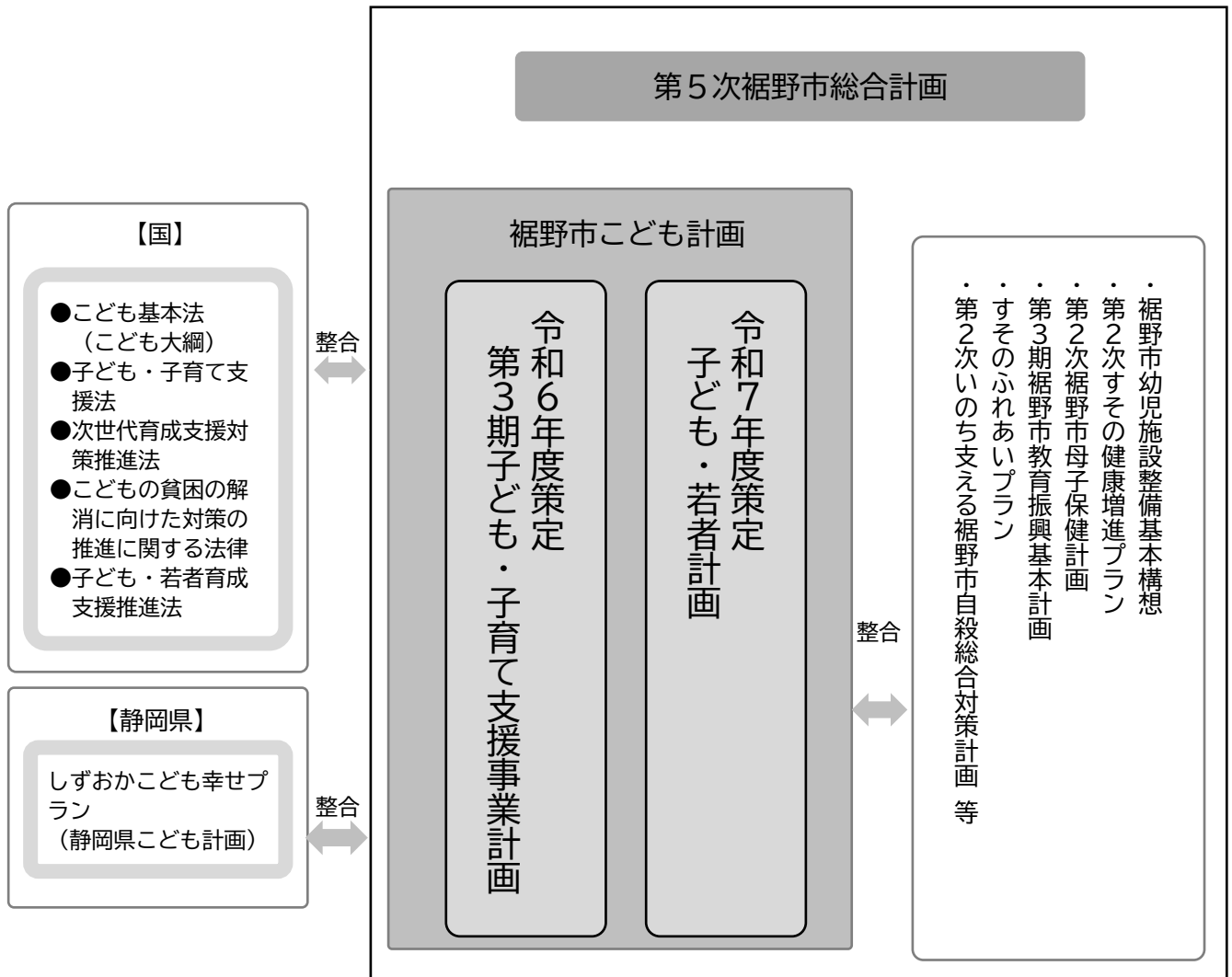
2. 法的な位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するものです。

また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困解消対策推進計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を兼ねた計画の内容を併せ持つものとして策定しました。

3. 関連計画との位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第5次裾野市総合計画」における基本計画の施策を推進するための推進プランとして位置づけ、策定するものです。また、「こども大綱」や「しずおかこども幸せプラン（静岡県こども計画）」をはじめ、関連計画との整合性を図るものとします。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間です。

また、計画期間内において、子ども・若者支援に関連する状況に変化が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 計画の対象

本計画は子ども（0歳～18歳）および若者（18歳～30歳、施策により40歳）とそれを取り巻く社会の構成員（家庭、地域、学校、職場など）を対象としています。

さらに本計画では、施策や事業等によって、個別の法令等による定義として、「こども」「子ども」「幼児」「児童」「生徒」「青少年」等の表現も併用します。

6. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、平成28年から令和12年までの国際社会における共通の目標です。

地球上の誰一人として取り残さない持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、我が国においても国や自治体、団体、企業等がさまざまなパートナーシップのもと、その実現に向けた取り組みを始めています。

本計画の上位計画である「第5次裾野市総合計画」において、SDGsを踏まえた施策の推進を図っていることから、本計画においてもSDGsを踏まえた施策の推進を図ります。

17のゴールのうち、本計画と関連のあるものは以下の7つです。



第2章 計画の基本的な考え方とこども大綱との整合

1. 基本理念

令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。そして、従来の「子育て当事者」の視点だけでなく、子どもの視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていくことが求められています。子ども・若者育成支援推進法においても、子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮することが理念の一つとして掲げられています。

本市では、令和2年度に策定された「第5次裾野市総合計画」において、“みんなが誇る豊かな田園未来都市すその”をまちの将来像としています。また、一体的に策定された「第2期裾野市総合戦略」では、基本目標の一つに「すべての起点となるひとづくり “共育”」を掲げ、人と人との関係を豊かにすることや、みんなで子育てをすること、子どもたちの生きる力を育むことが方向性として示されています。

以上のような背景を踏まえて、本計画では、以下のとおり基本理念を定め、子ども・若者支援施策の一層の推進を図ります。

【基本理念】

すべてのこどもや若者を尊重し、みんなが共に育つまち すその

2. こども大綱と本計画の整合

本計画を構成する『第3期裾野市子ども・子育て支援事業計画』と『裾野市子ども・若者計画』において推進する本市の施策が、国が掲げる「こども大綱」において示されている「こども施策に関する重要事項」のどの事項に紐づいているかを、以下のとおりまとめます。

こども大綱 「こども施策に関する重要事項」	第3期裾野市子ども・ 子育て支援事業計画 (基本目標—基本方針—施策の方向性)	裾野市こども計画 (基本目標—基本方針—施策の方向性)
こども・若者が権利の主体であることの 社会全体での共有等	—	1-1-(1)
多様な遊びや体験、活躍できる機会づく り	—	1-2-(2)
こどもや若者への切れ目のない保健・医 療の提供	—	2-3
こどもの貧困対策	3-5-(6)	—
障害児支援・医療的ケア児等への支援	3-5-(2)	—
児童虐待防止対策と社会的養護の推進及 びヤングケアラーへの支援	3-5-(1) 3-5-(5)	—
こども・若者の自殺対策、犯罪などから こども・若者を守る取組	—	2-5-(3)
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの 切れ目のない保健・医療の確保	2-2-(1) 2-2-(2) 2-4-(1)	—
こどもの誕生前から幼児期までのこども の成長の保障と遊びの充実	1-1-(1)	—
こどもが安心して過ごし学ぶことのでき る質の高い公教育の再生等	—	1-2-(1)
居場所づくり	3-5-(4)	1-2-(3)
小児医療体制、心身の健康等についての 情報提供やこころのケアの充実	2-2-(2)	—
成年年齢を迎える前に必要となる知識に 関する情報提供や教育	—	1-1-(2)
いじめ防止	—	2-5-(1)
不登校のこどもへの支援	—	2-5-(2)
校則の見直し	—	1-2-(1)
体罰や不適切な指導の防止	—	1-2-(4)
高校中退の予防、高校中退後の支援	—	2-5-(4)
高等教育の修学支援、高等教育の充実	—	2-5-(4)
就労支援、雇用と経済的基盤の安定のた めの取組	—	1-1-(3)
結婚を希望する方への支援、結婚に伴う 新生活への支援	—	1-1-(4)
悩みや不安を抱える若者やその家族に対 する相談体制の充実	—	2-4
子育てや教育に関する経済的負担の軽減	1-1-(1) 2-2-(2)	—
地域子育て支援、家庭教育支援	1-1-(1) 2-4-(2) 2-4-(3)	—
共働き・共育ての推進、男性の家事・子 育てへの主体的な参画促進・拡大	2-3-(1) 2-3-(2)	—
ひとり親家庭への支援	3-5-(3)	—

第3章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

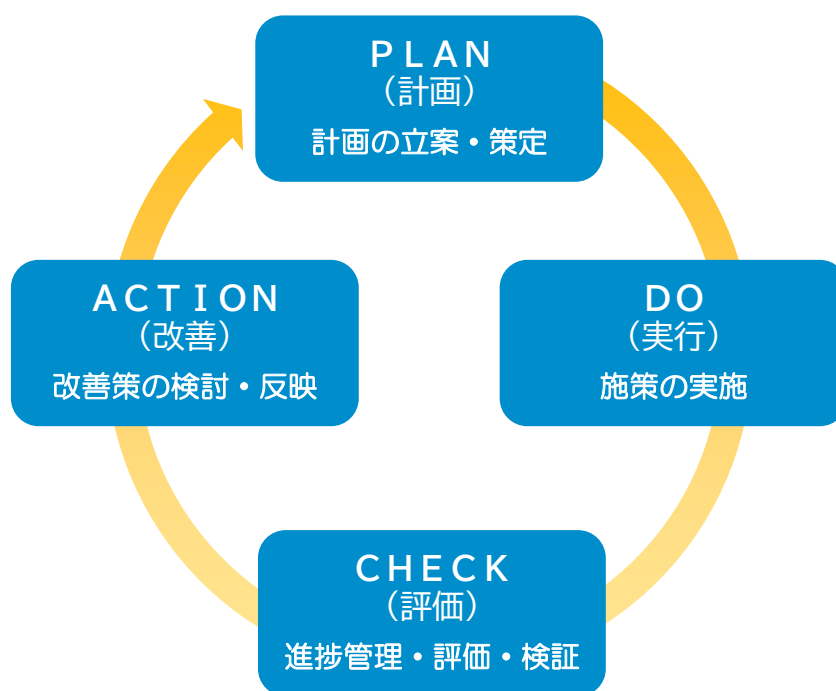
本計画の推進は、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、子ども・子育て支援事業者、学校、民間企業、関連団体、市民等の各主体と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな子育て支援および子ども・若者支援についても早期の対応に向けて、取り組んでいきます。

本計画の内容については、市広報紙や公式ウェブサイトなどを通して広く市民に周知・公開します。本市のこども施策についての情報を共有することにより市民の参画と協力を促進し、地域全体で子ども・若者や子育て当事者を支える環境づくりに努めます。

2. 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、裾野市子ども・子育て会議を検証する場と定めて、若者世代について幅広い知見を得るため、関連団体と連携して定期的な進捗状況の把握を行います。また、それぞれのこども施策の点検・評価を主管課で毎年度実施し、PDCAサイクルを確立していきます。

本計画における事業については、本計画を実行性のあるものとするため、点検・評価の上で毎年度の取り組みの状況の把握を行うとともに必要に応じて見直しを行い施策の改善、充実を図ります。さらに、「第5次裾野市総合計画」等の他の計画や構想の進捗を勘案し、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に柔軟に対応しながら、必要に応じて計画の見直しを行い、着実に推進するよう努めます。



3. 子ども・若者および子育て当事者の意見表明の機会の充実

国の「こども大綱」では、子ども・若者が自らに関することについて意見を形成し、その意見を表明し社会参画を図ることが、社会への影響力を発揮することにつながることから、子ども・若者の最善の利益を実現する観点からその意見を尊重することが大切としています。そのために、「子ども・若者や子育ての当事者が、安全に安心して意見を述べることができる場や機会を作り、その意見を政策に反映させること」が必要であるとしています。

本市においても、国の方針や子ども・若者の意見を踏まえ、市内の子ども・若者等が自らの意見を表明できる機会を確保し、意見聴取と施策への反映に努め子ども・若者と子育て当事者の意見を踏まえた計画の推進を図ります。

また、学校と連携しながら、児童・生徒が施策について意見を表明できる機会を定期的の実施できるよう、学校との連携による取り組みを推進していきます。